

2 経済産業大臣は、指定試験機関に法第五十五条第一項第二号の規定による認定の事務を委託することができない。

(登録調査機関の登録の有効期間)

第九条 法第九十一条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

(特定貨物輸送事業者の指定に係る貨物の輸送の区分、輸送能力及び基準)

第十条 法第一百五条第一項の政令で定める輸送能力は、当該区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとする。

し、同項の政令で定める輸送能力は、当該区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとする。

同項の政令で定める基準は、当該区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

鉄道による貨物の輸送

鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項三百三十九条第一項の政令で定める輸送能力は、当該区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとする。

（特定貨物輸送事業者の指定に係る貨物の輸送の区分、輸送能力及び基準）

道路運送法（昭和二十六年法律第三百三十九号）第二条第一項の政令で定める輸送能力は、当該区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとする。

百八十三号）第二条第八項に規定第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送台

する事業用自動車（以下この条に事業の用に供するものに限り、被けん引車（自動車のうち、

おいて「事業用自動車」という。）けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用

であつて貨物の輸送の用に供する具であるものをいう。以下この条において同じ。）を除く

もの（以下この条において「事業用貨物自動車」という。）による貨物の輸送

事業用自動車以外の自動車であつて貨物の輸送の用に供するもの（以下この条において「自家用貨物自動車（次に掲げるものを除く。）の数

（以下この条において「自家用貨物自動車（次に掲げるものを除く。）の数

財務大臣	農林水産大臣	厚生労働大臣
国土交通大臣	農業・農村政策審議会	食料・農業・農村政策審議会
交通政策審議会	薬事審議会	薬事審議会
2 前項の表の上欄に掲げる大臣以外の主務大臣が法第一百六条第四項又は第一百二十条第四項の規定により命令をする場合におけるこれらの規定の審議会等で政令で定めるものは、総合資源エネ	にあつては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業を行う荷主又は認定管理統括	ルギー調査会とする。
（特定旅客輸送事業者の指定に係る旅客の輸送の区分、輸送能力及び基準）	にあつては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業を行う荷主又は認定管理統括	にあつては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業を行う荷主又は認定管理統括
第十四条 法第一百二十九条第一項の政令で定める旅客の輸送の区分は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める輸送能力は、当該区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める輸送能力は、当該区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとする。	にあつては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業を行う荷主又は認定管理統括	にあつては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業を行う荷主又は認定管理統括
2 前項の表の上欄に掲げる大臣以外の主務大臣が法第一百六条第四項又は第一百二十条第四項の規定により命令をする場合におけるこれらの規定の審議会等で政令で定めるものは、総合資源エネ	にあつては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業を行う荷主又は認定管理統括	ルギー調査会とする。
（特定旅客輸送事業者の指定に係る旅客の輸送の区分、輸送能力及び基準）	にあつては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業を行う荷主又は認定管理統括	にあつては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業を行う荷主又は認定管理統括
第十五条 法第一百三十四条第一項第二号の政令で定める輸送能力の合計は、第十条の表の上欄に掲げる貨物の輸送の区分ごとに同表の中欄に掲げる輸送能力を国土交通省令で定めるところにより車両数に換算した数及び前条の表の上欄に掲げる旅客の輸送の区分ごとに同表の中欄に掲げる輸送能力を国土交通省令で定めるところにより車両数に換算した数の合計とする。	にあつては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業を行う荷主又は認定管理統括	にあつては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業を行う荷主又は認定管理統括
（認定管理統括貨客輸送事業者の認定に係る輸送能力の合計及び基準）	にあつては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業を行う荷主又は認定管理統括	にあつては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業を行う荷主又は認定管理統括
第十六条 法第一百四十三条第一項の政令で定める輸送能力は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項の航空運送事業の用に供する航空機（過去一年間に本邦内の各地間において発着する貨物又は旅客の輸送の用に供されているものに限る。）の最大離陸重量の合計とする。	にあつては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業を行う荷主又は認定管理統括	にあつては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業を行う荷主又は認定管理統括
（特定航空輸送事業者の指定に係る輸送能力及び基準）	にあつては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業を行う荷主又は認定管理統括	にあつては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業を行う荷主又は認定管理統括

2 法第一百十三条第一項の貨物の年度の輸送量についての政令で定める量は、三千万トンキロとする。

（特定荷主等に対する命令に際し意見を聴く審議会）

第十三条 法第一百六十二条第四項及び第一百二十条第四項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

経済産業大臣 総合資源エネルギー調査会

経済産業大臣 総合資源エネルギー調査会

2 法第一百四十三条第一項の政令で定める基準は、九千トンとする。

（空気調和設備等）

第十七条 法第一百四十七条の政令で定める建築設備は、次のとおりとする。

一 照明設備
二 空気調和設備その他の機械換気設備
三 給湯設備
四 昇降機

（特定エネルギー消費機器）

第十八条 法第一百四十九条第一項の政令で定めるエネルギー消費機器は、次のとおりとする。
一 乗用自動車（揮発油、軽油又は液化石油ガスを燃料とするもの及び電気を動力源とする（化石燃料又は非化石燃料を使用するものを除く。）に限り、二輪のもの（側車付きのものを除く。）、無限軌道式のものその他経済産業省令、国土交通省令で定めるものを除く。次条にて司。）。

二 エアコンディショナー（暖房の用に供することができるものを含み、冷房能力が五十・四キ

三 ロワシットを超えるもの及び水冷式のものその他經濟産業省令で定めるものを除く。
照用器具（電気器又は制御装置）百十ニ二段、方暴型ニ二段也。各者並美旨（ノミニ

三 照明器具（安定器又は帶御装置を有するものは限り）
　　（除く。）

四 テレビジョン受信機（交流の電路に使用されるものに限り、産業用のものその他経済産業省

五 複厚紙（乾式間接静電式のものに限り、日本産業規格A列一番（第二十四号及び第二十五号令で定めるものを除く。）

において「A」判」という。) 以上の大きさの用紙に出力することができるものその他経済産

業省令で定めるものを除く。)
電子計算機(演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置等)の多重化等

六 電子計算機（演算処理装置、三記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいり、れども多重化された構造のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

七 磁気ディスク装置（記憶容量が一ギガバイト以下のものその他経済産業省令で定めるものを除く）

八 貨物自動車（揮発油又は軽油を燃料とするものに限り、二輪のもの（側車付きのものを含
除く）

む)、無限軌道式のものその他経済産業省令、国土交通省令で定めるものを除く。)

九 ビデオテープレコーダー（交流の電路に使用されるものに限り、産業用のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

業省令で定めるものを除く。十 電気冷蔵庫（冷凍庫と一体のものを含み、熱電素子を使用するものその他経済産業省令で定

めるものを除く。)

電気冷凍庫（熱電素子を使用するものその他経済産業省令で定めるものを除く）
十二
ストリップ（ガス又は灯油を燃料とするものに限り、開放式のものその他経済産業省

めるものを除く。)

十三 ガス調理機器
十四 ガス温水機器
(ガス炊飯器その他経済産業省令で定めるものを除く。)
(寧蔵式易沸器その他溝答産業省令で定めるものを除く。)

十五
十四
石油温水機器（貯蔵式湯沸器その他給湯装置等を定めるものを除く。）

経済産業省令で定めるものを除く。)

十六 電気便座（他の給湯設備から温水の供給を受けるものその他經濟産業省令で定めるものを除く。）

十七　自動販売機（飲料を冷蔵又は温蔵して販売するためのものに限り、専ら船舶において用い

るためのものその他経済産業省令で定めるものを除く。)

十八 磁力器（定格一次電圧が六百六十Vを超える一千V以下のものであつて、かつ交流の電路に使用されるものに限り、絶縁材料としてガスを使用するものその他経済産業省令で定

めのを除く。)

十九
二十一
電子レンジ（ガスオーブンを有するものその他経済産業省令で定めるものを除く）

二十一 ディー・ブイ・ディー・レコーダー（交流の電路に使用されるものに限り、産業

のその他経済産業省令で定めるものを除く。)

二二二 ハンマー機器の電気通信信号を送り受けする機器において、電気通信信号を送り受けする機器において、宛先となる機器に至る経路のうちから、経路の状況等に応じて最も適切と判断したものの電気通信信号を送信する機能を有するもの（専らインターネットの用に供するものに限り、通信端末機器を電話の回線を介してインターネットに接続するに際し、インターネット接

二十二 ルーティング機器	二千五百台
二十三 スイッチング機器	一千五百台
二十四 複合機	五百台
二十五 プリンター	七百台
二十六 電気温水機器	五百台
二十七 交流電動機	五百台
二十八 電球	五百台
二十九 ショーケース	五百台
(特定エネルギー消費機器等のエネルギー消費機器等製造事業者等及び特定熱損失防止建築材料の熱損失防止建築材料製造事業者等に対する命令に際し意見を聞く審議会)	二万五千個)
三十 热損失防止建築材料	五百台
三十一 断熱材	二万台個(エル・イー・ディー・ランプにあつては、二万五千個)
三十二 サッシ	五百台
三十三 複層ガラス	五百台
(報告及び立入検査)	五百台
三十四 経済産業大臣は、法第一百五十四条第一項の政令で定める熱損失防止建築材料は、次のとおりとする。	五百台
一 断熱材（押出法ボリスチレンフォーム、硬質ポリウレタンフォーム、ガラス織維（グラスウールを含む。）又はスラグウール若しくはロックウールを用いたものに限り、真空断熱材その他経済産業省令で定めるものを除く。）	五百台
二 サンシ（鉄製のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）	五百台
三 複層ガラス（ステンドグラスを用いたものその他経済産業省令で定めるものを除く。）	五百台
（特定熱損失防止建築材料の熱損失防止建築材料製造事業者等に係る生産量又は輸入量の要件）	五百台
（特定熱損失防止建築材料の熱損失防止建築材料製造事業者等に係る生産量又は輸入量の要件）	五百台
三十五 法第一百五十五条第一項の政令で定める要件は、年間の生産量又は輸入量（国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表の上欄に掲げる特定熱損失防止建築材料の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。	五百台
一 断熱材	一千五百台
二 サッシ	二万台個(エル・イー・ディー・ランプにあつては、二万五千個)
三 複層ガラス	二万台個(エル・イー・ディー・ランプにあつては、二万五千個)
(報告及び立入検査)	二万台個(エル・イー・ディー・ランプにあつては、二万五千個)
三十六 経済産業大臣は、法第一百六十六条第一項の規定により、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者に対し、その設置している工場等につき、次の事項に関し報告させることができる。	五百台
一 当該事業に係る生産数量及び生産能力	五百台
二 エネルギーの使用量及び使用見込量	五百台
三 エネルギーを消費する設備の状況	五百台
三十七 経済産業大臣は、法第一百六十六条第一項の規定により、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者に対し、その設置している工場等につき、次の事項に関し報告させることができる。	五百台
一 当該事業に係る生産数量及び生産能力	五百台
二 エネルギーの使用量及び使用見込量	五百台
三 エネルギーを消費する設備の状況	五百台
三十八 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行う者の当該約款の内容	五百台
三十九 経済産業大臣は、法第一百六十六条第一項の規定により、その職員に、工場等においてエネルギーを消費する設備及びその関連施設、使用する化石燃料及び非化石燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。	五百台
四十 経済産業大臣は、法第一百六十六条第一項の規定により、その職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びその関連施設、使用する化石燃料及び非化石燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。	五百台
四十一 経済産業大臣は、法第一百六十六条第二項の規定により、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者又は管理関係事業者が設置している工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びその関連施設、使用する化石燃料及び非化石燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。	五百台
四十二 経済産業大臣は、法第一百六十六条第二項の規定により、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者又は管理関係事業者が設置している工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びその関連施設、使用する化石燃料及び非化石燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。	五百台
四十三 経済産業大臣は、法第一百六十六条第三項の規定により、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者又は管理関係事業者が設置を受けた者（特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を除く。）（次項並びに第三十二条第三項及び第四項において「特定事業者等」という。）に対し、その設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。次項において同じ。）につき、次の事項に関し報告させることができる。	五百台
四十四 経済産業大臣は、法第一百六十六条第三項の規定により、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、管理関係事業者又は法第五十条第一項の認定を受けた者（特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を除く。）（次項並びに第三十二条第三項及び第四項において「特定事業者等」という。）に対し、その設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。次項において同じ。）につき、次の事項に関し報告させることができる。	五百台
四十五 経済産業大臣は、法第一百六十六条第三項の規定により、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、管理関係事業者又は法第五十条第一項の認定を受けた者（特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を除く。）（次項並びに第三十二条第三項及び第四項において「特定事業者等」という。）に対し、その設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。次項において同じ。）につき、次の事項に関し報告させることができる。	五百台
四十六 経済産業大臣は、法第一百六十六条第六項の規定により、その職員に、輸送事業者の事務所その他事業場、輸送用機械器具の所在する場所又は輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器具及びその関連施設並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。	五百台
四十七 経済産業大臣は、法第一百六十六条第七項の規定により、特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者、認定管理統括貨客輸送事業者、管理関係貨客輸送事業者、法第一百三十八条第一項の認定を受けた貨客輸送事業者（特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者、認定管理統括貨客輸送事業者及び管理関係貨客輸送事業者を除く。）又は特定航空輸送事業者（次項において「特定貨物輸送事業者等」という。）に対し、その貨物又は旅客の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。	五百台
四十八 絏済産業大臣は、法第一百六十六条第七項の規定により、その職員に、輸送事業者の事務所その他事業場、輸送用機械器具の所在する場所又は輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器具及びその関連施設並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。	五百台
四十九 絏済産業大臣は、法第一百六十六条第七項の規定により、その職員に、特定貨物輸送事業者等の事務所その他の事業場、輸送用機械器具の所在する場所又は輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器具及びその関連施設並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。	五百台
五十 経済産業大臣は、法第一百六十六条第八項の規定により、荷主に対し、当該荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。	五百台

四 エネルギーを消費する設備の状況

2 経済産業大臣は、法第一百六十六条第二項の規定により、その職員に、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、管理関係事業者又は法第五十条第一項の認定を受けた者（特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を除く。）（次項並びに第三十二条第三項及び第四項において「特定事業者等」という。）に対し、その設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。次項において同じ。）につき、次の事項に関し報告させることができる。

三 エネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況

一 エネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況

二 エネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況

三 エネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況

- 一 当該貨物の輸送の状況
 二 第十二条第一項に規定する輸送量及びその見込み
- 第二十九条** 主務大臣は、法第六十六条第九項の規定により、特定荷主、認定管理統括荷主、管理関係荷主又は法第二十一条第一項の認定を受けた荷主（特定荷主、認定管理統括荷主及び管理関係荷主を除く。）（以下この条において「特定荷主等」という。）に対し、当該特定荷主等が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。
 一 当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用量その他当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の状況
 二 当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のために必要な措置の実施の状況その他エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する事項
- 2 主務大臣は、法第六十六条第九項の規定により、その職員に、特定荷主等の事務所その他の事業場に立ち入り、貨物輸送事業者に輸送させる貨物及びその関連施設並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。
- 第三十条** 経済産業大臣（自動車にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣。以下この条において同じ。）は、法第六十六条第十項の規定により、特定エネルギー消費機器等製造事業者等（特定エネルギー消費機器等の製造又は輸入の事業を行ふ者をいう。次項において同じ。）に対し、その製造又は輸入に係る特定エネルギー消費機器等につき、次の事項に関し報告させることができ
- 一 生産数量又は輸入数量及び国内向け出荷数量
 二 エネルギー消費効率又は寄与率及びその向上に関する事項
- 三 エネルギー消費効率又は寄与率に関する表示の状況
- 2 経済産業大臣は、法第六十六条第十項の規定により、その職員に、特定エネルギー消費機器等製造事業者等の事務所、工場又は倉庫に立ち入り、その製造又は輸入に係る特定エネルギー消費機器等、当該特定エネルギー消費機器等の製造のための設備、当該特定エネルギー消費機器等のエネルギー消費効率又は寄与率の測定のための設備及び関係帳簿書類を検査させることができ
- 3 経済産業大臣は、法第六十六条第十項の規定により、特定熱損失防止建築材料製造事業者等（特定熱損失防止建築材料の製造、加工又は輸入の事業を行ふ者をいう。次項において同じ。）に対し、その製造、加工又は輸入に係る特定熱損失防止建築材料につき、次の事項に関し報告させることができる。
 一 生産数量又は輸入数量及び国内向け出荷数量
 二 热损失防止性能及びその向上に関する表示の状況
 三 热损失防止性能に関する表示の状況
- 4 経済産業大臣は、法第六十六条第十項の規定により、その職員に、特定熱損失防止建築材料製造事業者等の事務所、工場又は倉庫に立ち入り、その製造、加工又は輸入に係る特定熱損失防止建築材料、当該特定熱損失防止建築材料の製造又は加工のための設備、当該特定熱損失防止建築材料の熱损失防止性能の測定のための設備及び関係帳簿書類を検査させることができる。
- 第三十一条** 法第一百六十七条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の表のとおりとする。
 （手数料）
 納めなければならない者

金額

第一	法第九条第一項第一号の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円
二	法第九条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円
三	法第十二条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円
四	法第十四条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円
五	法第二十一条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円
六	法第二十四条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円
七	法第二十六条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円
八	法第三十三条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円
九	法第三十六条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円
十	法第三十八条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円
十一	法第四十五条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円
十二	法第四十七条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円
十三	エネルギー管理士試験を受けようとする者	一万七千百円
十四	法第五十五条第一項第二号の規定による認定を受けようとする者	一万七千百円
十五	エネルギー管理士免状の交付を受けようとする者	一万七千百円
十六	エネルギー管理士免状の再交付を受けようとする者	一万七千百円
（権限の委任）		
第三十二条 法第七条第一項及び第三項から第六項まで、第八条第三項、第九条第三項、第十条第一項から第三項まで、第十二条第二項、第十二条第三項、第十三条第一項から第四項まで、第十四条第三項、第十九条第一項から第四項まで、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第一項から第三項まで、第二十三条第二項、第二十四条第三項、第二十五条第一項から第四項まで、第二十六条第三項、第三十一条第一項及び第二项、第三十二条第三項、第三十三条第三項、第三十四条第一項から第三項まで、第三十五条第二項、第三十六条第三項、第三十七条第一項から第四項まで、第三十八条第三項、第四十三条第一項から第三項まで、第四十四条第二項、第四		

限 制 の 権 利	主 務 大 地 方 支 分 部 局 の 長
財務大臣の権限は、大工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局長。以下この項において同じ。）若しくは国税局長又は特定事業者等が設置している工場等（特定連鎖化法第六条、第十五条第一項及び第二項、第十六条第一項、第十七条第一項から第四項まで、第十八条、第二十七条第一項及び第二項、第二十八条第一項、第二十九条第一項から第四項まで、第三十条、第三十九条第一項及び第二項、第四十条第一項、第四十一条第一項から第四項まで、第四十二条、第五十三条、第八十四条第三項、第八十五条第三項、第八十六条第三項、第八十七条第三項、第一百十二条、第一百四十四条、第一百五十五条第一項、第一百六十六条第一項から第三項まで、第一百八十八条、第一百十九条第一項、第一百二十条第一項から第三項まで、第一百二十四条及びに第一百六十六条规定に基づく主務大臣の権限は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任されるものとする。ただし、主務大臣が法第六十六条第三項及び第九項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。	法第六条、第十五条第一項及び第二項、第十六条第一項、第十七条第一項から第四項まで、第十八条、第二十七条第一項及び第二項、第二十八条第一項、第二十九条第一項から第四項まで、第三十条、第三十九条第一項及び第二項、第四十条第一項、第四十一条第一項から第四項まで、第四十二条、第五十三条、第八十四条第三項、第八十五条第三項、第八十六条第三項、第八十七条第三項、第一百十二条、第一百四十四条、第一百五十五条第一項、第一百六十六条第一項から第三項まで、第一百八十八条、第一百十九条第一項、第一百二十条第一項から第三項まで、第一百二十四条及びに第一百六十六条规定に基づく主務大臣の権限は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任されるものとする。ただし、主務大臣が法第六十六条第三項及び第九項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

十五条第三項、第四十六条第一項から第四項まで、第四十七条第三項、第一百三十三条第一項から第五項まで、第一百十七条第一項及び第二項並びに第一百六十六条第一項、第二項及び第八項の規定に基づく経済産業大臣の権限は、工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長又は工場等の所在地を管轄する経済産業局長に、法第五十条第一項及び第四項（法第五十一条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第五十一条第一項から第三項まで、第一百二十二条第一項及び第四項（法第一百二十二条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに第一百二十二条第一項から第三項までの規定に基づく経済産業大臣の権限（連携省エネルギー措置を行う工場等を設置している者又は荷主連携省エネルギー措置を行なう荷主のそれぞれの主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内ののみに存する場合におけるこれらの措置に係るものに限る。以下この項において同じ。）は、工場等を設置している者又は荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に、それぞれ委任されるものとする。ただし、経済産業大臣が法第三十一条第一項及び第二項並びに第一百七十七条第一項及び第二項の規定に基づく権限並びに法第五十条第一項及び第四項、第五十一条第一項から第三項まで、第一百二十二条第一項から第三項までの規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

法第四百四条、第一百二十八条並びに第一百六十六条第六項及び第七項の規定に基づく国土交通大臣の権限（航空輸送事業者に係るものを除く。）、法第一百五条、第一百六条、第一百七条第一項、第一百八条第一項から第三項まで、第一百二十九条、第一百三十条、第一百三十一第一条第一項、第一百三十二条第一項から第三項まで、第一百三十四条、第一百三十五条、第一百三十六条第一項、第一百三十七条第一項から第三項まで及び第一百四十二条の規定に基づく国土交通大臣の権限並びに法第一百三十八条第一項及び第四項（法第一百三十九条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに第一百三十九条第一項から第三項までの規定に基づく国土交通大臣の権限（貨客輸送連携省エネルギー措置を行う貨物輸送事業者又は旅客輸送事業者のそれぞれの主たる事務所が一の地方運輸局の管轄区域内のみに存する場合における当該貨客輸送連携省エネルギー措置に係るものに限る。以下この項において同じ。）は、貨物輸送事業者又は旅客輸送事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第一項第八十一条号に掲げる事務及び同号に掲げる事務に係る同項第十九号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）に委任されるものとする。ただし、国土交通大臣が法第一百三十四条の規定に基づく権限（法第一百三十八条第一項及び第四項並びに第一百三十九条第一項から第三項までの規定に基づく権限並びに法第一百六十六条第七項の規定に基づく権限（航空輸送事業者に係るものに除く。））を自ら行うことを妨げない。

十五条第三項、第四十六条第一項から第四項まで、第四十七条第三項、第一百三十三条第一項から第五項まで、第一百七十七条第一項及び第二項並びに第一百六十六条第一項、第二項及び第八項の規定に基づく経済産業大臣の権限は、工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長又は工場等の所在地を管轄する経済産業局長に、法第五十条第一項及び第四項（法第五十一条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第五十一項第一項から第三項まで、第一百二十二条第一項及び第四項（法第一百二十二条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに第一百二十二条第一項から第三項までの規定に基づく経済産業大臣の権限（連携省エネルギー措置を行う工場等を設置している者又は荷主連携省エネルギー措置を行う荷主のそれぞれの主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみに存在する場合におけるこれらの措置に係るものに限る。以下この項において同じ。）は、工場等を設置している者又は荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に、それぞれ委任されるものとする。ただし、経済産業大臣が法第三十一条第一項及び第二項並びに第一百七十七条第一項及び第二項の規定に基づく権限並びに法第五十条第一項及び第四項、第五十一条第一項から第三項までの規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

法第百四条、第百二十八条並びに第一百六十六条第六項及び第七項の規定に基づく国土交通大臣

2	1	この政令は、法の施行の日（昭和五十四年十月一日）から施行する。	（施行期日）
2	1	この政令は、熱管理法施行令（昭和二十六年政令第二百九十八号）及びエネルギー管理士免状関係手数料令（昭和五十四年政令第一百八十六号）に基づく政令は、廃止する。	（熱管理法施行令及びエネルギー管理士免状関係手数料令の廃止）
2	2	この政令は、昭和五十六年四月一日から施行する。	（施行期日）
附	則	この政令は、昭和五十九年二月二日政令第一七号）	（昭和五九年二月二日政令第一七号）
附	則	この政令は、公布の日から施行する。	（昭和五六年三月二十五日政令第三八号）
附	則	この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	
4	法第六条、第十五条第一項及び第二項、第十六条第一項、第十七条第一項から第四項まで、第十八条、第二十七条第一項及び第二項、第二十八条第一項、第二十九条第一項から第四項まで、第三十条、第三十九条第一項及び第二項、第四十条第一項、第四十一条第一項から第四項まで、第四十二条、第五十三条、第八十四条第三項、第八十五条第三項、第八十六条第三項、第八十七条第三項、第一百十二条、第一百十四条、第一百十五条第一項、第一百十六条第一項から第三項まで、第一百八十八条、第一百十九条第一項、第一百二十条第一項から第三項まで、第一百二十四条及びに第一百六十六条第三項及び第九項の規定に基づく金融庁長官の権限は、工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び国土交通省設置法第四条第一項第十五号、第十八号、第十九号、第二十号に掲げる事務並びに同項第十九号及び第二十一号に掲げる事務に係る同項第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限について、運輸監理部長を含む。（以下この項において同じ。）若しくは地方航空局長又は特定事業者等が設置している工場等の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長若しくは地方航空局長、地方運輸局長若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長	環境大臣の権限	
4	法第六条、第十五条第一項及び第二項、第十六条第一項、第十七条第一項から第四項まで、第十八条、第二十七条第一項及び第二項、第二十八条第一項、第二十九条第一項から第四項まで、第三十条、第三十九条第一項及び第二項、第四十条第一項、第四十一条第一項から第四項まで、第四十二条、第五十三条、第八十四条第三項、第八十五条第三項、第八十六条第三項、第八十七条第三項、第一百十二条、第一百十四条、第一百十五条第一項、第一百十六条第一項から第三項まで、第一百八十八条、第一百十九条第一項、第一百二十条第一項から第三項まで、第一百二十四条及びに第一百六十六条第三項及び第九項の規定に基づく金融庁長官の権限は、工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。（以下この項において同じ。）又は特定事業者等が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）の所在地を管轄する財務局長に委任されるものとする。ただし、金融庁長官が法第一百六十六条第三項及び第九項の規定に基づく権限を自ら行うことと妨げない。	農林水産大臣の権限	
4	方農政局長若しくは北海道農政事務所長	厚生労働大臣の権限	
4	方農政局長若しくは北海道農政事務所長	連鎖化事業に係る工場等を含む。以下この表において同じ。）の所在地を管轄する財務局長若しくは国税局長	

		附 則（昭和五九年二月二一日政令第一九号）	この政令は、昭和五十九年三月九日から施行する。
附 則	（昭和六二年三月二〇日政令第四九号）抄	この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。	この政令は、平成元年四月一日から施行する。
附 則	（平成三年三月二十五日政令第四九号）抄	この政令は、平成三年四月一日から施行する。	この政令は、平成元年四月一日から施行する。
附 則	（平成五年七月九日政令第二四八号）抄	（施行期日）	（施行期日）
第一条	この政令は、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律の一部の施行の日（平成五年八月一日）から施行する。	この政令は、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律の一部の施行の日（平成五年三月二二日政令第五九号）抄	この政令は、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律の一部の施行の日（平成五年三月二二日政令第五九号）抄
附 則	（平成六年三月二十四日政令第七七号）抄	1 この政令は、平成六年四月一日から施行する。	1 この政令は、平成六年三月二十四日政令第七七号）抄
附 則	（平成六年四月一八日政令第一二九号）抄	この政令は、平成六年四月一日から施行する。	この政令は、平成六年四月一日から施行する。
附 則	（平成六年九月七日政令第二八六号）抄	この政令は、平成六年九月七日政令第二八六号）抄	この政令は、平成六年九月七日政令第二八六号）抄
附 則	（平成一〇年八月二八日政令第二九三号）抄	1 この政令は、平成九年四月一日から施行する。	1 この政令は、平成九年四月一日から施行する。
附 則	（平成一一一年三月三一日政令第一三三号）抄	この政令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十一年四月一日）から施行する。	この政令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十一年三月三一日政令第一三三号）抄
附 則	（平成一一一年一二月二二日政令第四一五号）抄	2 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。	2 この政令は、平成十一年一二月二二日政令第四一五号）抄
附 則	（平成一二年三月二四日政令第九八号）抄	この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
		（施行期日）	（施行期日）
1	この政令は、平成十二年四月一日から施行する。	1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。	1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則	（平成一二年六月七日政令第三二一号）抄	（施行期日）	（施行期日）
第一条	この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。	第一条	この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
附 則	（平成一二年一二月二八日政令第四三七号）抄	この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。	この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
附 則	（平成一四年六月七日政令第二〇〇号）抄	（施行期日）	（施行期日）
第一条	この政令は、平成十四年七月一日から施行する。	第一条	この政令は、平成十四年七月一日から施行する。
附 則	（平成一四年一二月二七日政令第四〇四号）抄	（施行期日）	（施行期日）
第一条	この政令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。ただし、第七条及び第八条の改正規定は、公布の日から施行する。	（施行期日）	（施行期日）

		附 則（平成一五年七月三〇日政令第三三八号）	この政令は、公布の日から施行する。
附 則	（平成一六年三月一四日政令第五七号）抄	（施行期日）	（施行期日）
第一条	この政令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十六年七月一日）から施行する。	第一条	この政令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十六年七月一日）から施行する。
附 則	（平成一七年六月二九日政令第二二〇号）抄	（施行期日）	（施行期日）
第一条	この政令は、平成十七年十月一日から施行する。	第一条	この政令は、平成十七年十月一日から施行する。
		（処分、申請等に関する経過措置）	（処分、申請等に関する経過措置）
第十六条	この政令の施行前に環境大臣が法律の規定によりした登録その他の処分又は通知その他の行為（この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「処分等」という。）は、相当の地方環境事務所長がした処分等とみなして、この政令の施行前に法律の規定により環境大臣に対してもした申請、届出その他の行為（この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「申請等」という。）は、相当の地方環境事務所長に対してした申請等とみなす。	第十六条	この政令の施行前に環境大臣が法律の規定によりした登録その他の処分又は通知その他の行為（この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「処分等」という。）は、相当の地方環境事務所長がした処分等とみなして、この政令の施行前に法律の規定により環境大臣に対してもした申請、届出その他の行為（この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「申請等」という。）は、相当の地方環境事務所長に対してした申請等とみなす。
2	この政令の施行前に法律の規定により環境大臣に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項（この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。）で、この政令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法律の規定により地方環境事務所長に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、当該法律の規定を適用する。	2	この政令の施行前に法律の規定により環境大臣に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項（この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。）で、この政令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法律の規定により地方環境事務所長に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、当該法律の規定を適用する。
第十七条	この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	（罰則に関する経過措置）	（罰則に関する経過措置）
附 則	（平成一八年三月一七日政令第四四四号）抄	（施行期日）	（施行期日）
第一条	この政令は、平成十八年四月一日から施行する。	第一条	この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
		（エネルギー管理者の選任に関する経過措置）	（エネルギー管理者の選任に関する経過措置）
第二条	エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二条の政令で定める基準は、次の各号に掲げるエネルギーの使用の合理化の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。	第二条	エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二条の政令で定める基準は、次の各号に掲げるエネルギーの使用の合理化の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。
一	燃料及び熱の使用の合理化 次に掲げる第一種エネルギー管理指定工場の区分に応じ、それぞれ次に定める基準	一	燃料及び熱の使用の合理化 次に掲げる第一種エネルギー管理指定工場の区分に応じ、それぞれ次に定める基準
イ	コーケス製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属する第一種エネルギー管理指定工場 次に掲げる前年度における原油換算燃料等使用量（この政令による改正前のエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二条第一項に規定する原油換算燃料等使用量をいう。以下同じ。）の区分に応じ、同表の中欄に掲げる数のエネルギー管理者をエネルギー管理士（改正法による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「新法」という。）第九条第一項の規定によりエネルギー管理士免状の交付を受けた者をいう。以下同じ。）又は同表の下欄に掲げる者のうちから選任すること。	イ	コーケス製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属する第一種エネルギー管理指定工場 次に掲げる前年度における原油換算燃料等使用量（この政令による改正前のエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二条第一項に規定する原油換算燃料等使用量をいう。以下同じ。）の区分に応じ、同表の中欄に掲げる数のエネルギー管理者をエネルギー管理士（改正法による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「新法」という。）第九条第一項の規定によりエネルギー管理士免状の交付を受けた者をいう。以下同じ。）又は同表の下欄に掲げる者のうちから選任すること。

た権限に係るものに限る。以下この項において「処分等」という。)は、北海道農政事務所長がした処分等とみなし、この政令の施行前に法律の規定により農林水産大臣に対しても申請その他の行為(この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により北海道農政事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下この項において「申請等」という。)は、北海道農政事務所長に対してした申請等とみなす。

2 この政令の施行前に法律の規定により農林水産大臣に対し報告その他の手続をしなければならない事項(この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により北海道農政事務所長に委任された権限に係るものに限る。)で、この政令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法律の規定により北海道農政事務所長に対して報告その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、当該法律の規定を適用する。(罰則に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

1 1 この政令は、平成二十八年三月三一日政令第一〇三号)抄
(施行期日)

附 則 (平成二十八年一月三〇日政令第三六四号) 抄

1 1 この政令は、平成二十九年三月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年一月三〇日政令第三二九号)

1 1 この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行する。

附 則 (平成三一年四月三日政令第一四四号)

1 1 この政令は、平成三十一年四月十五日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日政令第四四号) 抄

1 1 この政令は、平成二十九年三月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年一一月三〇日政令第一四四号)

1 1 この政令は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成三一年四月三日政令第一四四号)

1 1 この政令は、平成三十一年四月十五日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日政令第四四号) 抄

1 1 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年一一月一三日政令第一八三号) 抄

1 1 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附 則 (令和二年一月二四日政令第一〇号)

1 1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年一月四日政令第六八号) 抄

1 1 この政令は、令和五年三月二三日政令第六八号)抄

1 1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年三月二九日政令第一〇二号) 抄

1 1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年三月二九日政令第一〇二号) 抄

1 1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年三月二九日政令第一〇二号) 抄

1 1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

1 1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

(薬事・食品衛生審議会への意見の聴取に関する経過措置)

第二条 この政令の施行前に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第二百七十七条)第五十六条、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(平成七年法律第二百十二号)第七条の七第三項、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号)第十八条並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和二年法律第六十号)第四十六条第五項の規定に基づき薬事・食品衛生審議会に対して行われた意見の聴取は、この政令の施行後は、薬事審議会に対して行われたものとみなす。